

綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、営業自粛等により大きな影響を受けている中小企業者等の事業の継続を支援するため、臨時的な措置として実施する、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金支給事業について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「給付金」とは、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金として綾川町（以下「町」という。）によって支給されるものをいう。

2 この要綱において、「中小企業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する規模の会社。
- (2) フリーランスを含む個人事業者であり、「個人事業の開業・廃業等届出書」又は「事業開始等申込書」を所轄の税務署又は県税事務所へ提出し、個人で事業を営んでいる者。
- (3) 医療法人、農事組合法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人。

(支給対象者)

第3条 給付金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす中小企業者等とする。

- (1) 令和2年3月末以前に創業又は開業し、今後も事業を継続する意思があること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和2年1月1日から12月31日までのうち、連続する3月間の売上げが前年同期比において、30%以上減少した者(ただし、事業開始月等により、前年同期比較による減少率確認が困難な場合は、個別事情ごとに判断することができる。)であること。
- (3) 法人にあつては、町内に事業所があり、町において法人町民税の申告があること。
個人事業者にあつては、町内に住所または事業所を有し、所得税の確定申告をしていること。
- (4) 町税を完納していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する中小企業者等は支給対象としない。

- (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものとの関係を有する者。
- (2) 国、法人税法別表第1に規定する公共法人。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者。
- (4) 政治団体。

(5) 宗教上の組織若しくは団体。

(6) 第1条の趣旨に照らして、支給対象者とするのが適当でないと町長が認める者。

(給付金の支給)

第4条 町は、支給対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を支給する。

(支給額)

第5条 前条の規定により支給する給付金の額は、支給対象者1事業者につき、200千円とし、その給付は同一の事業者に対して一度に限るものとする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第6条 給付金に係る申請受付開始日は、令和2年6月22日から令和3年1月15日までとする。

(申請及び支給の方式)

第7条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金交付申請書(様式第1号)、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金請求書(様式第2号)及び誓約書(様式第3号)に別表に掲げる確認用書類その他町長が必要と認める書類を添えて、郵送により町に申請するものとする。

2 給付金の支給は、申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式により行うものとする。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 当該申請者の指定した者であると認められる者

(2) 法定代理人

2 代理人が給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出しなければならない。この場合において、当該代理人は、公的身分証明書の提示により当該代理人本人であることを証明しなければならない。

(支給の決定)

第9条 第7条の規定により提出された申請書は、速やかに内容を確認の上、給付金の支給が適当と認めるときは、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金交付決定通知書(様式第4号)を申請者に通知し、当該支給対象者に対し給付金を支給するものとする。

2 当該審査により、給付金の支給が不適となった場合は、綾川町中小企業者等事業継続支援臨時給付金不交付決定通知書(様式第5号)を申請者に通知する。

(給付金の支給等に関する周知等)

第10条 町長は、事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報誌その他の方法により事業者への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第6条に定める

申請期限までに第7条の規定による申請が行われなかった場合は、支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 第9条の規定により支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者(その代理人を含む。)の責に帰すべき事由により支給ができなかった場合には、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 町長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年6月22日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第7条関係)

区分	書類等	内容
法人	前事業年度の確定申告書類	確定申告書別表一の控え(1枚) 法人事業概況説明書の控え(2枚)
	平成31年・令和元年分の対象期間の売上台帳等	対象期間の売上台帳や帳簿等、対象期間の事業収入がわかるもの
	令和2年分の対象期間の売上台帳等	対象期間の売上台帳や帳簿等、対象期間の事業収入がわかるもの
	法人名義(代表者名義も可)の通帳	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
個人事業者	令和元年分の確定申告書類(青色申告)	確定申告書第一表の控え(1枚) 所得税青色申告決算書の控え(2枚)
	令和元年分の確定申告書類(白色申告)	確定申告書第一表の控え(1枚)
	平成31年・令和元年分	対象期間の売上台帳や帳簿等、対象期間の事業収

の対象期間の売上台帳等	入がわかるもの
令和2年分の対象期間の売上台帳等	対象期間の売上台帳や帳簿等、対象期間の事業収入がわかるもの
申請者名義の通帳	銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの
本人確認書類(住所、氏名、明瞭な顔写真のある身分証明書)	次の書類のいずれかとする。 運転免許証(両面) 個人番号カード(表面) 写真付き住民基本台帳カード(表面) 在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書(在留資格が特別永住者の者に限る。)

備考

- 1 確認用書類は、この表に規定する書類等の写しとする。
- 2 確定申告書類のうち確定申告書別表一(個人事業者の場合は、確定申告書第一表)の控えは、收受日付印が押されているものとし、なお、e-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付する。